

# 中核機関及び市町村計画策定の 推進に向けた取組等について

令和元年10月9日  
社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室

# 中核機関整備及び市町村計画策定の推進に向けた取組

## KPIの設定

- ・「成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIを踏まえた体制整備の推進について」通知（令和元年7月）

## 各種手引きの作成

- ・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（平成30年4月）
- ・地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き（平成31年4月）
- ・市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（平成31年4月）
- ・中核機関の先駆的取組事例集の作成（調査研究事業において検討中）

## 自治体への体制整備に向けた周知や働きかけ

- ・市町村セミナーの開催（平成30年度5回、令和元年7月）
- ・自治体等が主催するセミナーへの職員派遣（平成30年度58回、令和元年度（9月末まで）36回）
- ・都道府県担当者会議の開催（平成30年10月）
- ・成年後見制度利用促進施策取組状況調査の実施（平成30年10月時点）
- ・ニュースレターによる先駆的取組自治体等の情報提供

## 市町村・中核機関等を担う人材の研修

- ・市町村や中核機関職員等に対する国による研修の実施（令和元年度）  
〔基礎研修3日（主に市町村職員、中核機関職員等）＋応用研修3日（主に中核機関職員等）〕

## 予算関係

- ・市町村計画策定費及び中核機関運営費に係る普通交付税措置（平成30年度～）
- ・令和元年度予算  
都道府県による広域的な体制整備の推進や、市町村に対する中核機関の立ち上げや先駆的取組への補助

# 成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIを踏まえた体制整備の推進について

(令和元年7月11日付社援成発0711第1号 各都道府県民生主管部(局)長宛 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長通知)

○ 「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、認知症施策推進大綱に盛り込んだ基本計画に係るKPIの達成に向けて、地域の体制整備をより一層推進していくことが必要。

<KPI(令和3年度(2021年度)末)>

- ・中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村 等



○ 各都道府県に対し、以下の取組により、管内市区町村のKPIの達成に向けた主導的な役割を果たしていただくよう依頼。

- ・管内市区町村に対し、KPIの達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定などの体制整備の推進について周知徹底
- ・管内の中核機関の整備や市町村計画の策定状況等を継続的に把握し、広域的な観点から必要な助言や支援
- ・家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体との定期的な連絡会議等において必要な情報共有を図るとともに、管内の中核機関の整備状況や市町村計画の策定状況等について随時情報を提供
- ・関係機関や団体と連携の下、複数の市区町村によるブロック別会議の開催や、取組みが遅れている市区町村への働きかけや体制整備に向けた助言

## 中核機関の先駆的取組調査研究事業(令和元年度調査研究事業)

### 概要

中核機関や地域連携ネットワークの取組を紹介する事例集を作成。  
(事務局:公益社団法人 日本社会福祉士会)

### 事業内容

本調査研究においては、各地域における中核機関の立ち上げや先駆的取組、地域連携ネットワークの構築等の取組について、ヒアリング調査等を行い、事例集としてとりまとめる。

事例の選定については、自治体規模などの地域特性を勘案し、全国各地域の取組を取り上げる。(ヒアリング調査は40~50箇所程度を想定)

#### (1) 中核機関の立ち上げ

中核機関の立ち上げの経緯および検討過程等について事例を紹介。

#### (2) 中核機関における各種取組

中核機関における主に広報・相談、受任調整、市民後見人養成・活用、法人後見の養成・活用、後見人支援等について、事例を紹介。

#### (3) 地域連携ネットワークの構築・活用の取組

地域連携ネットワークの「チーム」や地域における協議会等の体制づくりについて、ネットワークの構築過程や活用に関する事例を紹介。

#### (4) 都道府県による中核機関の整備に向けた市町村支援の取組

# 成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

○市町村や中核機関等の職員向けに実施(中核機関の委託を受ける予定(見込み)の機関の職員や、アドバイザーをしている専門職も受講可)

※受講予定者数(R1.9月時点):814人(中核機関職員(予定含む)306人、市町村職員370人、都道府県職員・都道府県社協職員、専門職等138人)

○都道府県職員(研修担当者)向けに実施(研修の委託を受ける予定(見込み)の機関の職員も受講可)

研修名	内容(⇒到達目標)	日程	会場
【基礎研修】 ※市町村・中核機関等 職員対象	権利擁護支援の基本的な考 え方、地域連携ネットワークの 全体像 (⇒本人を中心とした支援の 必要性や自機関の機能の理 解、ニーズの発見・気付き)	【第1回】 9月17日(火)～19日(木)	東京ベイ幕張ホール(千葉市)
		【第2回】 10月29日(火)～31日(木)	TOC有明 (東京都江東区)
		【第3回】 11月25日(月)～27日(水)	OMMビル (大阪市)
【応用研修】 ※主に中核機関等 職員対象	地域連携ネットワーク・中核機 関の整備、機能 (⇒受任調整、後見人支援、 ネットワーク等の活用)	【第1回】 12月16日(月)～18日(水)	TFTビル (東京都江東区)
		【第2回】 令和2年1月21日(火) ～1月23日(木)	大阪ベイトワー (大阪市)
		【第3回】 令和2年2月4日(火) ～2月6日(木)	イースト21 (東京都江東区)
都道府県担当者研修	都道府県研修の企画立案・運 営に関する手法	令和2年1月16日(木)	灘尾ホール (東京都千代田区)

## <都道府県事業>

### 都道府県による広域的観点からの体制整備の推進

#### ①体制整備アドバイザー等による体制整備 24県

(例)・県レベルの協議会の設置

- ・県社会福祉協議会や専門職をアドバイザーとして市町村に派遣
- ・広域設置に向けたブロック別検討会の開催

#### ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修 19都県

(例)・市町村職員や社会福祉協議会職員等向けの研修会やセミナーの開催

#### ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置 6都県

(例)・市町村・中核機関向け相談窓口設置

- ・市民後見人の養成に向けた市町村への相談窓口の設置

## <市町村事業>

#### ①中核機関の立ち上げ支援(立ち上げに向けた会議費や先進地視察等) 35市町村

(例)・中核機関立ち上げに向けた会議

- ・先進地視察に係る旅費
- ・国研修への参加旅費

#### ②中核機関の先駆的取組事業 14市町村

(例)・適切な後見人候補者の推薦(受任調整会議)の取組

- ・親族後見人や市民後見人の支援体制(専門職による相談会、親族後見人の集い等)の整備

# 成年後見制度利用促進施策の 令和2年度概算要求

## 第6 地域共生社会の実現に向けた地域づくりと暮らしの安心確保

### 4 成年後見制度の利用促進

11億円(3.5億円)

#### (1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備【一部新規】【一部推進枠】

11億円(3.5億円)

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化や適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組を推進する。

また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施するとともに、任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る。

#### (2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成【一部推進枠】

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（82億円）の内数

地域生活支援事業費等補助金571億円（495億円）の内数

地域支援事業交付金1,941億円（1,941億円）の内数

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

# 成年後見制度利用促進関係 令和2年度概算要求について

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の作成		市町村計画策定費の地方交付税措置 (H30年度～)		
利用促進のための地域連携 ネットワークの体制整備 等		市町村における中核機関設置運営費の 地方交付税措置(H30年度～)  成年後見制度利用促進に向けた体制整備 (10.8億円) ①中核機関・市町村計画推進(7.3億円) ②後見人等の意思決定支援研修(0.5億円) ③任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化 (3.0億円)		
後見を担う人 材の育成	市民後見人の 育成(養成研修 等)		権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分)82億円の 内数)	
	法人後見の実 施(研修、専門 職との連携体 制整備等)			法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金571 億円の内数)
成年後見制度利用経費 (申立費用、後見報酬)の補 助			成年後見制度利用支援事業 (高齢者) (地域支援事業交付金1,941億円の 内数)	成年後見制度利用支援事業 (障害者) (地域生活支援事業費等補助金571 億円の内数)
成年後見制度普及・啓発経費				成年後見制度普及啓発事業 (障害者) (地域生活支援事業費等補助金571 億円の内数)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 今般とりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するため、以下の新規・拡充要求を行う。

### 1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 7.3億円(3.5億円)(一部推進枠)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- 新 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

### 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)(推進枠)

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

### 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 3.0億円(委託費)(推進枠)

国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談センター事業」を実施する。

# 「骨太」「認知症施策大綱」における成年後見制度利用促進施策について

## ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

(7)暮らしの安全・安心

### ⑤ 共助・共生社会づくり

（共生社会づくり）

「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

## ○認知症施策推進大綱（令和元年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議）

### ⑨成年後見制度の利用促進

- 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の整備や市町村計画の策定を推進する。
- 成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

KPI／目標

- 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)
  - ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
  - ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
  - ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
  - ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
  - ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
  - ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数
  - ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
  - ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

# 中核機関が活用できる財源のイメージ

市区町村

【令和元年度予算事業】

都道府県

中核機関における先駆的取組の推進

## 中核機関

### 広報・啓発

(高齢者) 成年後見制度利用支援事業(地域支援事業費交付金)  
(障害者) 成年後見制度普及啓発事業(地域生活支援事業費等補助金)

### 市民後見人の育成

権利擁護人材育成事業  
(地域医療介護総合確保基金)

### 法人後見研修等

法人後見支援事業  
(地域生活支援事業費等補助金)

## 交付税

(標準団体10万人規模:約300万円)

※中核機関設置運営費及び市区町村計画策定費

(会議費、先進地視察等)  
中核機関の立上げに向けた支援

体制整備アドバイザー等による広域的体制整備  
中核機関職員、市町村職員等に対する研修、  
専門的相談窓口

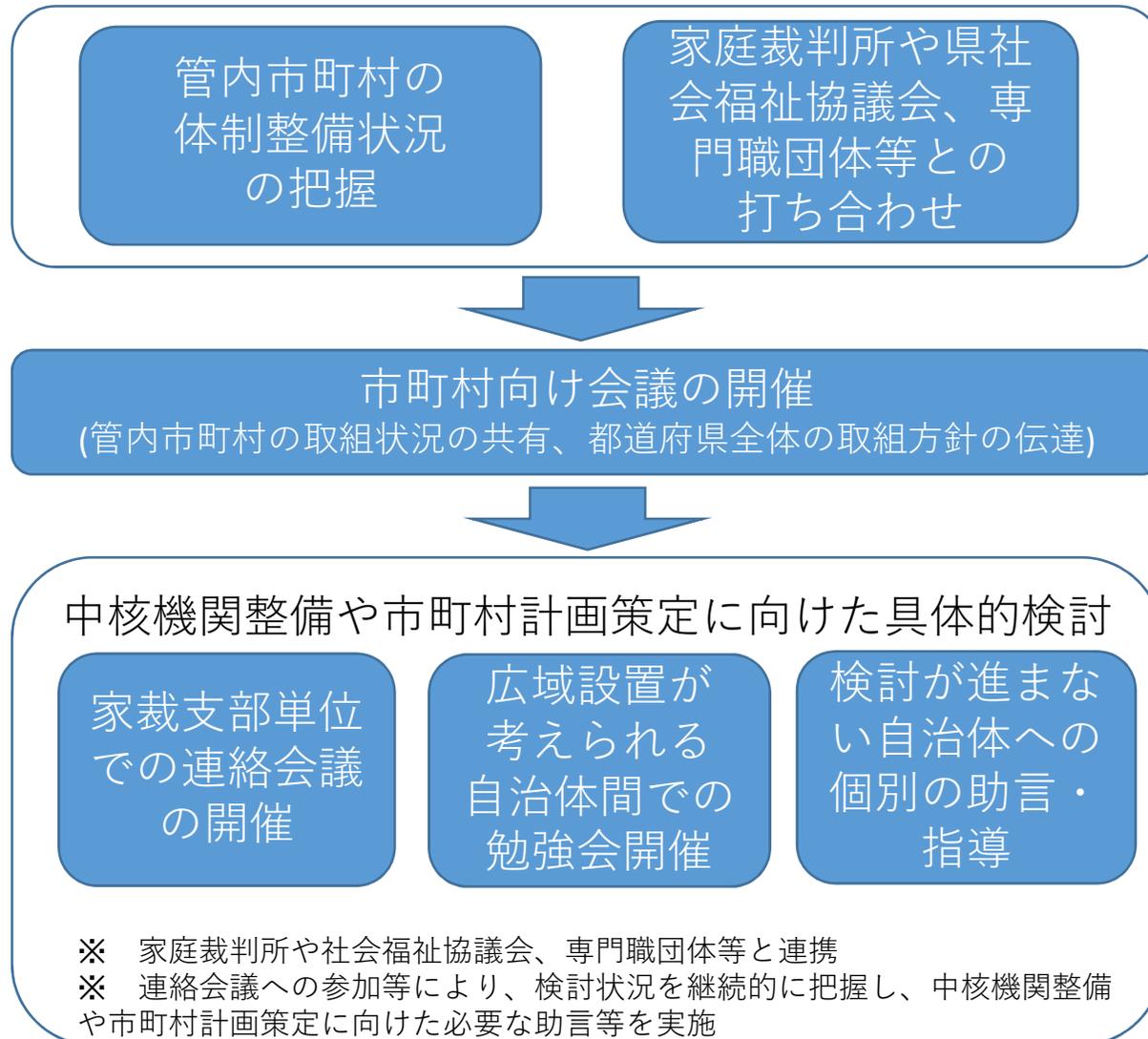
### 【令和2年度新規要求】

- ・ 中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化
- ・ 適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組の推進

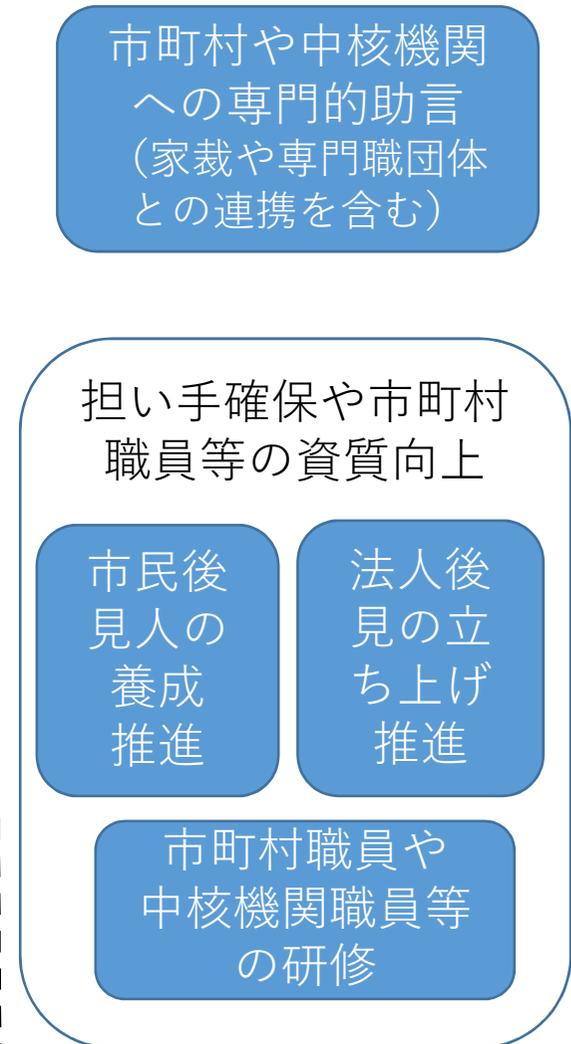
# 都道府県の役割及び取組について

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

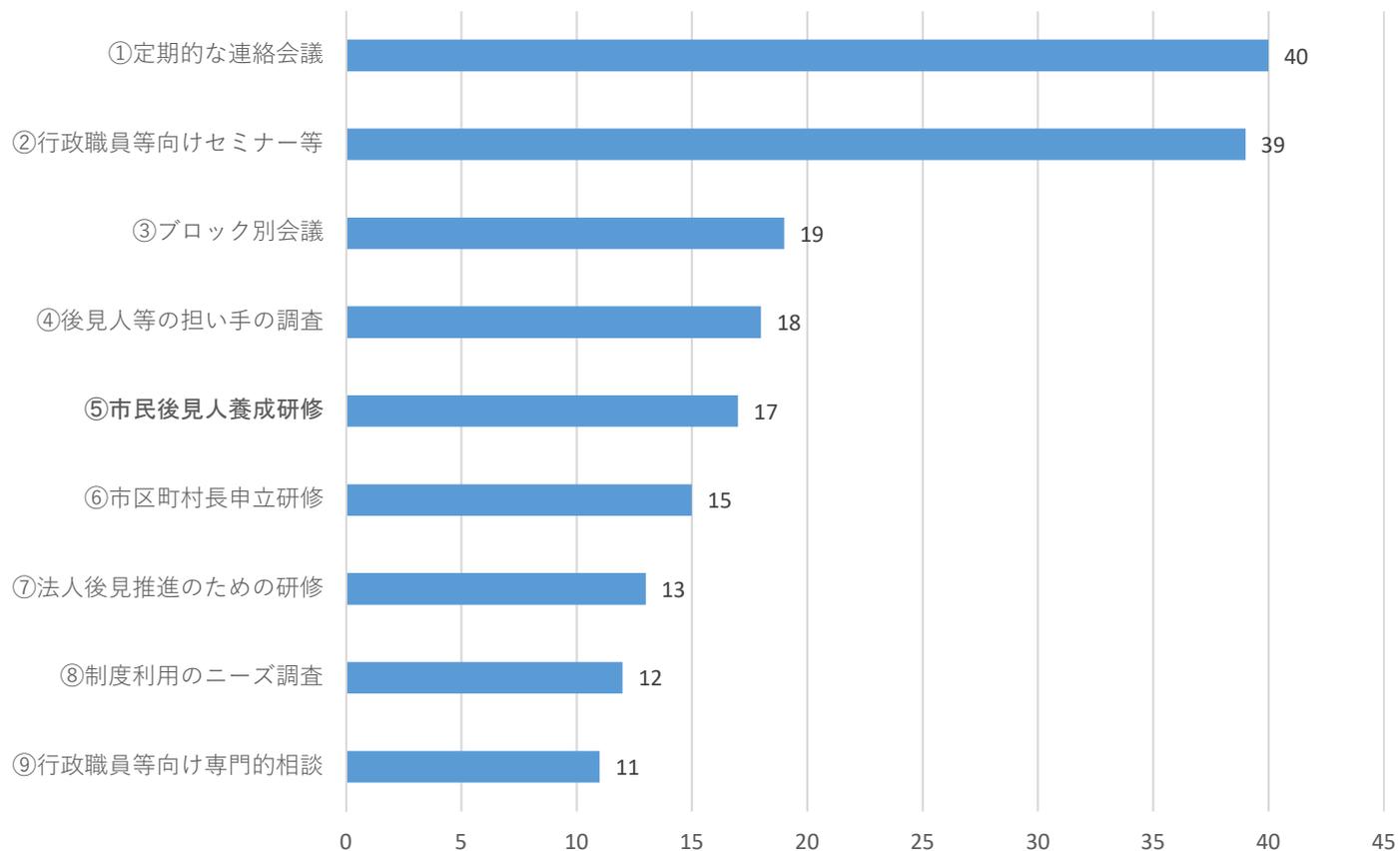


(その他の広域的支援)



# (参考) 都道府県における体制整備に向けた取組状況

都道府県における体制整備に向けた主な取組状況 (平成30年10月1日時点)



※平成30度中に実施予定の都道府県を含む。

※「②定期的な連絡会議」とは、成年後見制度の利用促進に関して専門職、家庭裁判所、社会福祉協議会等を行うもの。

「③ブロック別会議」とは、一定の圏域ごとに広域的なネットワークや中核機関の整備等を図るために開催するもの。

※「④後見人等の担い手の調査」及び「⑧制度利用のニーズ調査」については、平成30年度(予定を含む)までに実施した都道府県数を計上。

# 事例① 広域での整備が考えられる市町村への働きかけ (宮崎県・宮崎県社会福祉協議会)

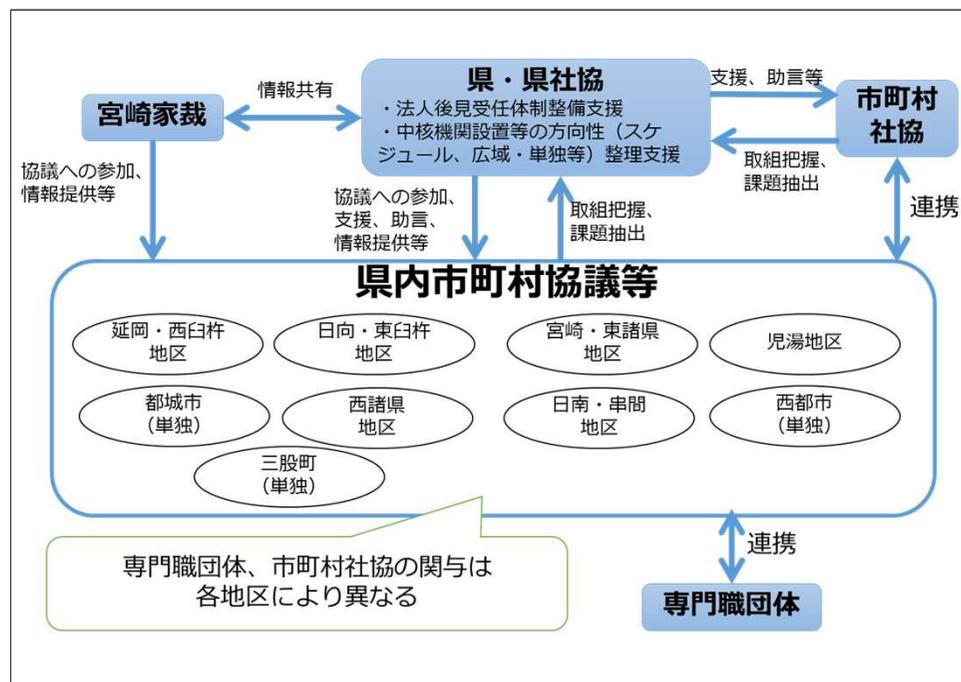
## 県職員が地域別の検討会議に参加し、成年後見制度利用促進の体制整備に向けた働きかけ

### 概要

県職員が地域別の検討会議にオブザーバー参加し、以下の支援を行う。

- ・ 県内市町村の取組状況報告
- ・ 成年後見制度利用促進法、国基本計画の説明
- ・ 先進地の取組、フォーラム等の情報提供
- ・ その他提案、助言、相談対応等

※検討会議は、市町村が主催し、専門職団体、学識経験者、市町村社会福祉協議会、家庭裁判所等が参加する場合もある。



### Point! 県から市町村への丁寧な働きかけ

- ・ 県職員が地域別のすべての検討会議（H30実績：各地域別検討会議2～4回、計15回）に参加し、中核機関整備の必要性を働きかけるとともに、メールにより管内市町村の検討状況や取組について随時情報提供している。
- ・ 検討が遅れている自治体に対しては、個別の助言や、他の地域の検討会議への傍聴を呼びかけ、学ぶ機会を提供している。

### 取組効果

- 地域ごとの成年後見制度利用促進に向けた取組の方向性（スケジュール等）の具体化
- 広域整備に向けた関係市町村の認識の共通化
- 法人後見実施市町村社協の増加

## 事例② 県単位での成年後見制度利用促進協議会の設置 (埼玉県・埼玉県社会福祉協議会)

### 埼玉県成年後見制度利用促進協議会の設置

#### 概要

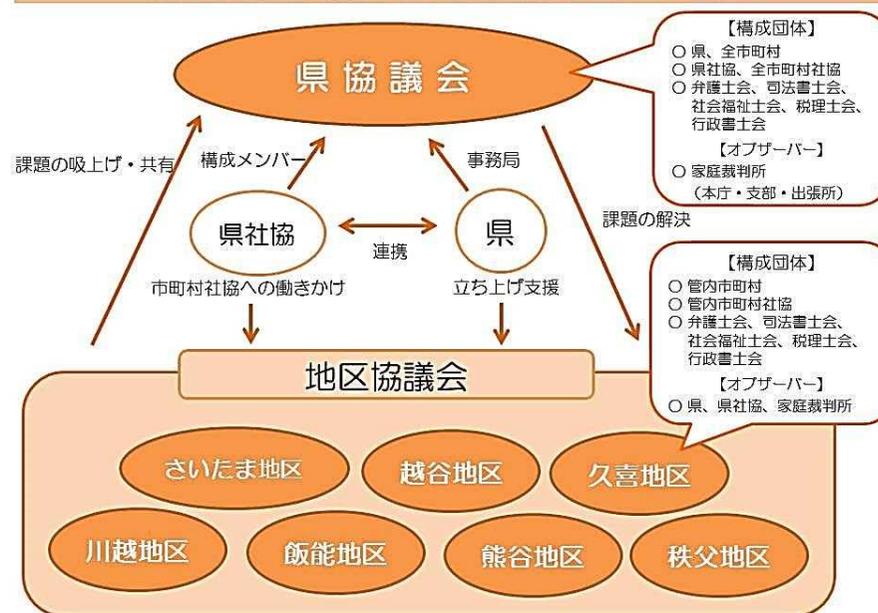
地区単位での成年後見制度利用促進の体制整備を目指し、平成30年5月に、県全体の協議会及び家庭裁判所の支部（7地区）ごとの地区協議会を設置。地区協議会は、市町村、市町村社協及び専門職団体で構成し、県、県社協、家裁がオブザーバーとして参加。

**Point!**

#### 地区協議会の事務局担当市町村に対し運営支援を実施

県及び県社協と一緒に地区協議会の運営支援（協議会の進行方法、資料作成支援等）を行っている。また、社協や専門職団体、家庭裁判所に対し協力依頼を行い、事務局市町村の負担軽減につながる工夫もしている。

成年後見制度利用促進協議会イメージ図



#### 取組効果

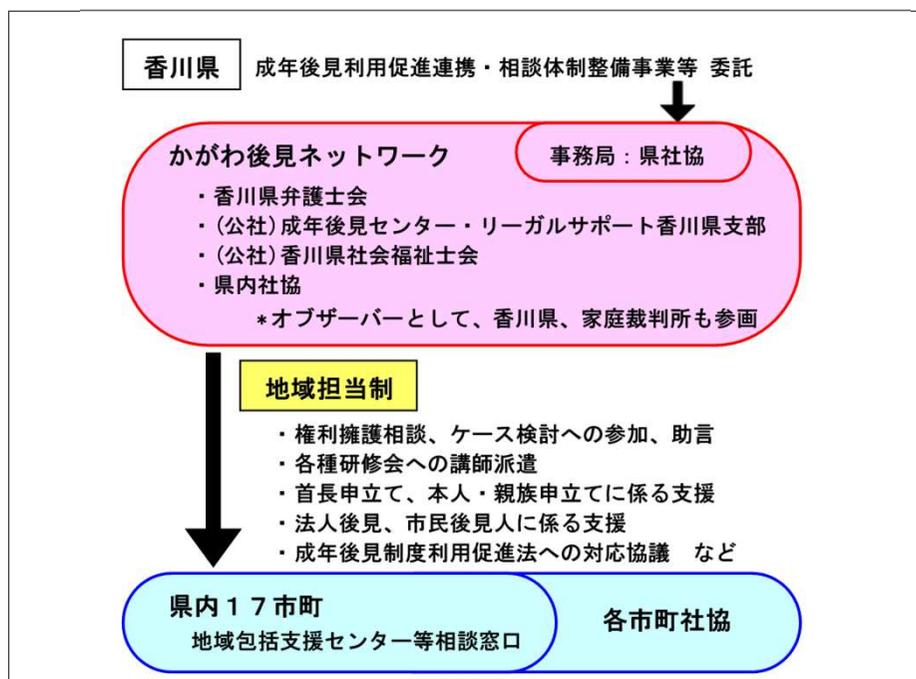
- 行政職員が取組の必要性を認識
- 取組の促進（担当部署の決定、組織内での説明材料の共有）
- 専門職団体、行政及び社協との顔の見える関係性の構築

# 事例③ 専門職の「地域担当制」による支援体制の構築 (香川県・香川県社会福祉協議会)

## 権利擁護に関わる専門職 団体ネットワークとの連携

### 概要

弁護士会、司法書士会、社会福祉士の専門職団体と県内社協とで組織する任意団体「かがわ後見ネットワーク」(事務局=県社協)が、平成24年度に専門職の地域担当制を導入。専門職による無料相談会や研修会やケース検討会議等への専門職の派遣、県全体の市民後見人等の人材養成の取組を強化。



### Point! 市町、社協等と専門職が繋がる 体制づくり

市町、社協等で受ける権利擁護相談やケース検討に適宜参加し、専門的立場から助言等をしている。

また、専門職と市町、地域包括支援センター、社協等職員とが顔の見える関係を築くため、権利擁護に関する圏域毎の連絡会議を毎年開催しており、現在は、各市町、圏域での成年後見制度利用促進法への対応についても協議している。

### 取組効果

- 市町、社協等との専門職との連携による権利擁護事案への的確・迅速な対応の実現

# 事例④ バックアップセンターによる総合的支援体制の整備 (北海道・北海道社会福祉協議会)

## 北海道成年後見制度推進 バックアップセンターの開設

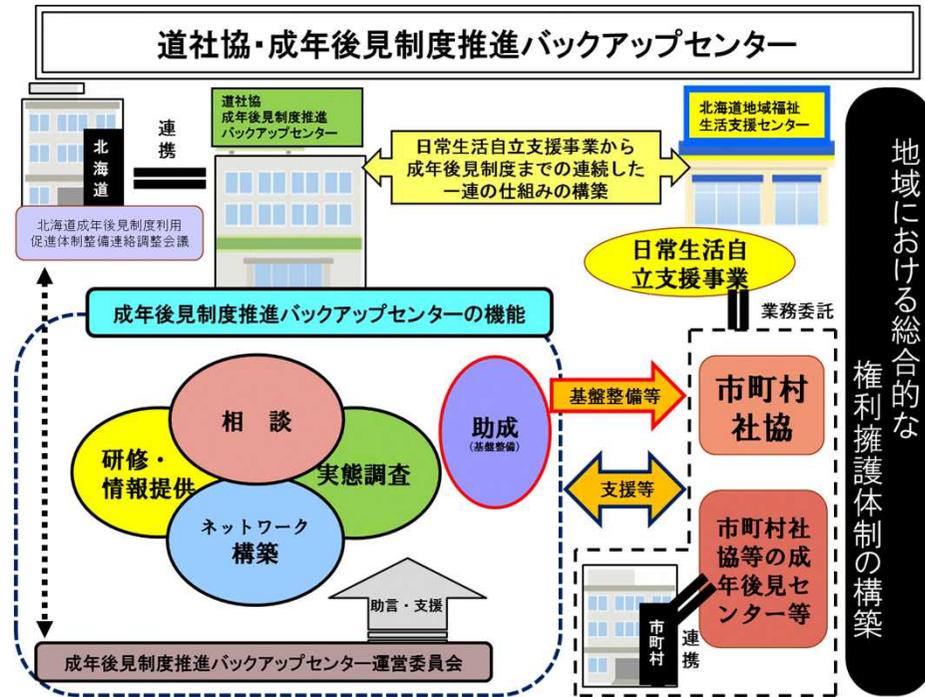
### 概要

北海道社会福祉協議会は、北海道と連携し、中核機関の設置や地域連携ネットワーク、法人後見受任体制の整備を行う市町村社協や市町村等からの相談に応じるとともに、関係機関等の連絡会議や専門職・担い手の研修、実態調査や情報提供、助成事業など、総合的な支援を一元的に実施する「成年後見制度推進バックアップセンター」を令和元年6月に開設。

Point!

### 道全体の権利擁護支援体制の整備とバックアップを目指す

北海道と道社協バックアップセンターが、共通の議題について合同会議を開催し、今度の取組や支援方法の共通認識を図っている。具体的支援においても、合同会議の方向性に基づき、道内14エリア単位の北海道（振興局）や道社協（地区事務所）、関係機関の支部組織が連携して関わる仕組みを進めている。



### 取組効果

- 道本庁と道社協が一体的に取組み方策を検討し、緊密に連携して体制整備に向けた支援を実施することにより、市町村及び市町村社協による権利擁護体制の整備を推進
- 専門職不足などの地域課題の相談から解決までワンストップによる総合的支援を実施

# 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

## 1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

## 2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

## 3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	◎宮本 太郎	中央大学法学部 教授
		室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

## 4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年7月5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年7月16日（火）	中間とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

# 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ(抄)

## 1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、
  - ・専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点
  - ・地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進める視点の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実が求められる。

## 2 具体的な対応の方向性

### (1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- 福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。
  - ・ 断らない相談支援
  - ・ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
  - ・ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

### (2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

## 3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的内容
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進